

# 「F M ぎんが」 サポーターズクラブ会員規定

株式会社 中崎電子工業 [放送事業部]

[第 0 版 2014/02/06 発行]

# 「FMぎんが」サポーターズクラブ会員規定

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

「FMぎんが」サポーターズクラブ（以下「クラブ」と省略）はコミュニティ FM放送局「FMぎんが」（以下「当局」という）の業務を支援することを目的として設立いたします。

### 第2条 (会則)

この会員規定（以下「本規定」と省略）の適用範囲は、当クラブでの活動や当局が提供する当クラブのサービスを利用する場合の会員のみとします。また、会員は本規定の内容を承諾したうえで当クラブに入会したものと見なします。

当局が会員に対して行う第3条の通知および当局が本規定の他に別途定める当クラブの各サービスの利用規約等（以下、併せて「利用規約等」と省略）は、その名称の如何にかかわらず本規定の一部を構成するものとします。

本規定本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条 (会員への通知)

当局から会員への情報発信は、当局から発送する郵送物・メール および当局の運営するウェブサイト上への表示その他当局が適当と判断する方法により、随時通知します。

## 第2章 会員

### 第4条 (会員)

当クラブの会員とは、当局に対し当クラブへの入会申込を行い、当局が入会を承認した者を指します。

### 第5条 (年会費および入会金)

年会費は3,000円とします。また、初年度は別途入会金として1,000円を承ります。

### 第6条 (入会の承認)

当局は、別途定める方法にて入会申込を受け付け、第5条で定める年会費および入会金の入金確認後、放送局長の許可を経て入会を承認します。入会にあたり、未成年者は、親権者の承諾を得なければならないものとします。

当局は、当クラブへの入会申込を行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合、当クラブへの入会を承認しない場合があります。

- (1) 過去（入会申込時点を含みます）に本規定の違反等により、当クラブの入会承認が取消され、または除名処分とされたことがある場合。
- (2) 入会申込の内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合。
- (3) その他、当局が会員とすることを不適当と判断する場合。

当局は、入会を承認した後であっても、承認した会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承認を撤回することができるものとします。  
また、不承認や撤回の理由については回答しないものとします。

### 第7条 (会員特典)

会員は次の各項の特典を受けることができるものとします。

- (1) 会員証の発行

- (2)会報の発行
- (3)オリジナルグッズの割引販売
- (4)当局が主催する有料イベントへの割引参加
- (5)会員相互の親睦のためのイベントおよび交流会への出席
- (6)その他、当局及び当クラブが定める特典

#### 第8条 (会員資格の有効期間)

会員資格の有効期間 (以下「有効期間」と省略) は毎年 3 月末日までとします。但し、平成 25 年度に入会した会員の有効期間は、平成 27 年 3 月末日までとします。なお、退会の意思表示なき場合は、会員の資格は自動的に継続するための手続き (申し込み書発送等の手続き) を行わせていただきます。

#### 第9条 (会員の義務等)

会員は、当クラブから付与された会員証、会員番号を自己の責任で管理するものとし、これらの管理不十分、紛失、使用上の過誤、第三者による使用等により会員に損害が生じた場合、当局は一切責任を負わないものとします。

会員は、当クラブから付与された会員証、会員番号を第三者に貸与、譲渡、名義変更等してはならないものとします。

会員は、氏名、住所、電話番号、e-mail アドレス、その他入会申し込み時に当局に届け出た内容に、何らかの変更が生じた場合は速やかに当局への届出を行うものとし、会員がこの届出等を怠った結果、当局からの告知等が会員に到達しなかった場合、当局は一切責任を負わないものとします。

#### 第10条 (禁止事項)

会員は、当クラブの利用に際し次の項目に代表される行為を行ってはならないものとします。

(1)当クラブを通じて入手した全てのデータ、情報、文章、音声、音源、映像、イラスト等 (以下、併せて「データ等」と省略) について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版、ブログ等 Web 掲載、放送可能化等のために利用すること。

(2)当クラブの活動及び取材によって知り得た情報を、当局の許可なく第三者に公表すること。

(3)当局その他の第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害すること、またはそのおそれのある行為をすること。

(4)当局その他の第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、またはそのおそれを生じさせること。

(5)会員特典により得られたグッズその他会員としての資格に基づき有する権利を、インターネットオークション等により第三者に転売する等、第三者に対し譲渡、貸与すること。

(6)当局スタッフ及びパーソナリティに対し連絡や面会、各種ソーシャルネットワークサービスでの承認を強要すること。

(7)当クラブを利用して自己または第三者の営利を目的とした活動、およびその準備を目的とした活動 (以下「営業活動」と省略) を行うこと。

(8)当クラブを利用して選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為、および、政治政党や関連団体の主義主張の宣伝を行うこと。

(9)当クラブを利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、および宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入勧奨等、宗教上の結社に関する行為をすること。

(10)当局の放送基準を逸脱した番組の制作、および番組中での発言、書き込みをすること。

(11)上記各号の他、法令または公序良俗に違反する行為もしくは当クラブの運営を妨害する行為を行うこと。

#### 第11条 (除名)

当局は、会員が第 10 条のいずれかに該当すると判断した場合、および指定期日までに年会費の納入が確認されない場合、会員を除名する権利を有します。

## 第12条（退会）

会員は、当クラブからの退会を希望する場合、所定の方法にて当局に届け出るものとします。

## 第3章 その他

### 第13条（サービス内容の変更等）

当局は、会員に対し事前に何らかの通知を行うことなく、当クラブの会員特典その他サービスの内容を変更することができるものとします。

当局は、前項の場合、第3条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとします。

### 第14条（サービスの停止等）

当局は、当局の事情、当クラブの運営状況その他の予期できない事情により、会員に対し事前に何らかの通知を行うことなく、当クラブのサービスの全部または一部の提供を停止または中止することができるものとします。

当局は、前項の場合、第3条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとします。

### 第15条（当クラブの解散）

当局は、活動状況その他の事情により当クラブの運営を継続し難いと判断した場合には、当クラブを解散するものとします。

### 第16条（個人情報の取扱い）

当局は、当クラブにおける会員の個人情報の取り扱いに関する事項については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従うものとし、会員はこれに従うものとします。

### 第17条（損害賠償）

会員は、当クラブの利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により当局またはその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

### 第18条（免責）

当局は、当クラブの利用に関し会員に生じた損害について、当局の責めに帰すべき場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

### 第19条（会則の変更）

当局は、会員に対し事前に何らかの通知を行うことなく、本規定の内容を変更、追加、修正、削除することができるものとします。

当局は、前項の場合、第3条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとします。

### 第20条（協議事項）

本規定に定めのない事項または本規定の解釈について疑義が生じた場合、会員および当局は双方誠意を持って協議の上これを解決するものとします。

### 第21条（音源の所有権）

当クラブの活動において作成した番組またはコマーシャルについての一切の権利は当局が所有するものとします。

### 第22条（問合せ先）

当クラブに関する問合せ先は、次に定めるとおりとします。

コミュニティ FM 放送局「FM ぎんが」

TEL : 099-218-0320

Mail : m@fm786.jp

受付時間 : 日曜を除く 10:00~18:00

(お盆、年末年始および都合により休業する場合があります。)

以上